

愛媛県輸出水産物等放射性物質検査手続き要領

1 目的

本要領は、輸出相手国から求められる水産物等の放射性物質に関する証明書の発行に必要な県産水産物等の放射性物質の愛媛県農林水産研究所水産研究センター及び同栽培資源研究所（以下、検査機関という。）における検査について、所要の手続きを定めるものである。

2 検査等の実施

検査機関は、輸出しようとする者からの申請に基づき、原則、県内で水揚げ又は養殖された水産物もしくは、本県で最終加工が行われた水産加工品について、放射性物質検査を実施し、その結果を申請者に報告するものとする。

3 検査結果の報告に係る手続き等

（1）申請

検査を受けようとする者は、検査を受ける前日までに申請書（別紙様式1）に必要事項を記入して申請し、検査を受けることができる。

（2）検査内容

検査機関は、簡易スペクトロメータにより、検体の放射性物質の検査を実施する。

（3）検査結果の報告

検査機関は、検査終了後速やかに、申請者及び農林水産部漁政課へ検査結果を報告するとともに、農林水産部漁政課は、検査レポート（別紙様式2）により、申請者へ検査結果を報告する。ただし、中国向け水産加工品については、文中「農林水産部漁政課」を「経済労働部産業政策課」と読み替えるものとする。

4 その他注意事項等

（1）検体の受け付け時間

検体の受け付け時間は、平日の9時から12時までとする。

（2）検査結果の限界

本要領における検査は、申請のあった水産物もしくは水産加工品を対象としたものであって、輸出に関する責任を負うものではない。輸出に関する全ての責任は輸出者（荷送者）が負うものであり、本県に対しての苦情等は一切受け付けない。

（3）申請を拒否する場合等

県は、申請者との信頼関係に基づき検査を行うものであり、申請者の不誠実な行為が明らかになった場合は、申請を拒否するとともに、以後、同者からの申請も同様に扱う。

附 則（平成27年5月14日付け27漁政第123号）
この要領は、平成27年5月14日から施行する。

附 則（平成27年7月29日付け事務連絡）
この要領は、平成27年7月29日から施行する。

附 則（平成29年7月3日付け29漁政第342号）
この要領は、平成29年7月3日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け29漁政第523号）
この要領は、平成30年3月30日から施行する。